

井手町へ転入される方へ

転入してから(住み始めた日から)14日以内に転入手続き(届出)を行ってください。

- 届出には、前に住んでいた市区町村発行の転出証明書・本人確認書類(運転免許証など)が必要です。
- 本人または、同一世帯員以外の方が手続きする場合は、本人自筆の委任状が必要です。
- 転入手続き(届出)のほかに下記の対象となる場合は、各担当課において手続きが必要です。

対象		手続きの内容	担当課
マイナンバーカードをお持ちの方		新住所の裏書を行います。 本人か同一世帯の方がマイナンバーカードをお持ちのうえ、窓口で手続きをしてください。	税住民課 TEL82－6163 (庁舎 1 階)
印鑑登録をされる方		必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。	
事前登録型本人通知制度の利用を希望される方・既に井手町で利用されている方		井手町での利用を希望される方は申し込みが必要です。 本籍地が井手町で既に利用されている方は、登録は継続しますが登録内容(住所等)の変更手続きをしてください。	
児童手当受給者 (0歳から中学校終了前まで)		マイナンバーカードをお持ちの上、認定請求の手続きをしてください。	子育て支援課 TEL82－2022 (庁舎 1 階)
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者		マイナンバーカード及び手当証書をお持ちのうえ、住所変更届をしてください。	
井手町特別児童福祉手当受給者 心身障害児童特別手当受給者		該当されるかたは手続きをしてください。 (ひとり親の方または、障がいのある児童を監護・養育している方)	
母子家庭奨学金受給者		該当されるかたは手続きをしてください。	
国民健康保険		前住所地において加入等されていた場合は 手続きをしてください。	保健医療課 TEL82－6166 (庁舎 1 階)
後期高齢者医療			
福祉医療(老人・障がい・ひとり親・子育て・健康管理事業)・自立支援医療・養育医療受給者			
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください	福祉課 TEL82－6165 (庁舎 1 階)
介護保険	65歳以上の方	加入の手続きをしてください。	
	0歳から64歳までで要介護認定を受けられている方	介護認定の申請または認定を受けておられる方は、受給資格証明書を添えて要介護認定等の申請をしてください。	

ゴミ・し尿	ゴミのカレンダーをお渡しします。 し尿の申し込み手続きをしてください。	産業環境課 Tel82-6168 (庁舎 2 階)
犬の登録をしている方	犬の登録事項の変更手続きをしてください。	
多賀地区町営住宅への同居を希望される方	同居承認申請の手続きをしてください。	建設課 Tel82-6167 (庁舎 2 階)
水道の開栓手続きを希望される方	水道開栓の申し込み手続きをしてください。	上下水道課 Tel82-6169 (庁舎 2 階)
小・中学校の児童生徒	前の学校から交付された証明書をお持ちの上、転学の手続きをしてください。私学へ通学している方は、在学が証明できる書類をお持ちのうえ、手続きしてください。	教育委員会 学校教育課 Tel82-4333 (庁舎 3 階)
井手地区町営住宅・府営住宅への同居を希望される方	同居承認申請の手続きをしてください。	同和・人権政策課 Tel82-3380 (人権交流センター内)
妊娠中の方	転入前の市町村の妊婦健康診査・産婦健康診査受診券は使用できません。井手町妊婦健康診査・産婦健康診査受診券をお渡ししますので、保健センターで手続きをください。	保健センター Tel82-3385

※ 詳細については、各担当課へお問い合わせください。

井手町役場 税住民課

TEL(0774)82-6163 直通

※昼休み時間中(正午～午後1時)は上記の手続きができませんのでご了承願います。